

北区基本構想

ともにつくる だれもが住みよい
彩り豊かな躍動するまち 北区

令和5（2023）年10月



北 区

北区基本構想

ともにつくる だれもが住みよい 彩り豊かな躍動するまち 北区

この基本構想は、東京都北区議会の議決すべき事件を定める条例（平成26年12月5日条例第47号）第2条第1項の規定に基づき、令和5(2023)年10月6日の北区議会において議決を得たものです。

目次

新しい基本構想策定の背景と目的	1
基本構想の基本的な考え方	2
①基本構想の意義と役割	2
②将来人口の見通し	2
③目標年次と推進のための計画	3
基本構想の理念	4
①平和と人権・多様性を尊重するまちづくり	4
②区民による主体的なまちづくり	4
③持続的な発展が可能なまちづくり	4
めざすべき将来像	5
将来像を実現するための基本目標	6
基本目標 1 多様なつながりが織りなす にぎわいと活力にあふれたまち	6
基本目標 2 世代を超えて互いに成長し 自分らしく輝き 健やかに暮らせるまち	8
基本目標 3 安全・安心で 快適に暮らし続けられる 人と自然が調和したまち	10
区政運営	12
参考資料	14



令和6（2024）年7月新一万円札発行！

新しい基本構想策定の背景と目的

北区は、平成 11(1999) 年に基本構想を策定し、21 世紀の北区を住みよい魅力あるまちにしていくために、「ともにつくり未来につなぐ ときめきのまち 一人と水とみどりの美しいふるさと北区」を将来像に掲げ、区民とともに、その実現に向けてまちづくりを進めてきました。

その後 20 年以上が経過し、時代は「平成」から「令和」にかわり、わたしたちの生活や区政を取り巻く環境は大きく変化しています。

今後の社会は、さらにテクノロジーが発展していくことが予想され、新たな技術を活用した価値の創造、サービスの展開は、わたしたちの暮らしを支え、生活に彩りを与えてくれるものと期待されます。

その一方で、日本の人口は、平成 20(2008) 年をピークに減少局面に入っています。

人口の減少や、少子高齢化に伴う人口構造の変化は、経済規模の縮小や財政圧迫につながり、雇用や労働環境をはじめとするわたしたちの生活への影響が予想されるほか、地域コミュニティの活力の低下なども懸念されています。

また、地球温暖化に伴う気候変動の影響は、近年の台風の大型化や豪雨、酷暑などに顕著に表れてきており、脱炭素化に向けた実践的な取り組みや、今後いつ起きてもおかしくない首都直下地震への対応など、区民の安全と安心を守るための防災・減災対策に一刻の猶予も許されません。

さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、わたしたちのこれまでの生活様式や、価値観を大きく変化させるものとなりました。

このような将来の予測が困難な時代においても、北区を将来にわたって持続可能なまちにするためには、現状の課題に対して将来を見据え、区民ニーズを的確に捉えた、区政運営を推進する必要があります。

あわせて、区民とめざすべき将来像を共有し、連携・協働し、だれもが暮らしやすく、誰一人取り残さない北区をつくり上げていくことが不可欠です。

さまざまな課題を区民はもとより、北区で働き、学び、憩い、活動する人とともに乗り越え、北区への誇りと愛着を持つ人の輪を広げていきます。

そして、将来にわたりすべての人が自分らしく輝くことができる、より一層住みよい魅力あるまちとなるよう、新たな基本構想を策定し、今後の北区がめざすべき姿を定めます。



旧岩淵水門（赤水門）

基本構想の基本的な考え方

①基本構想の意義と役割

基本構想は、区民と区がともに達成すべき北区の将来の目標を明らかにするとともに、目標を達成するための基本的な考え方を示すものです。

この構想は、区政の基本的指針であるだけでなく、国、東京都、その他の公共団体などが、北区に関連する計画の策定や事業の実施にあたって尊重すべきものです。

また、区民の憲章ともいべきものであり、構想で示される目標などは、区民と区が連携・協働して達成することを前提としています。

あわせて、この構想における「区民」とは、北区に居住する人だけでなく、北区で働き、学び、憩い、活動する人、団体、事業者なども広く含むものとして位置付けます。

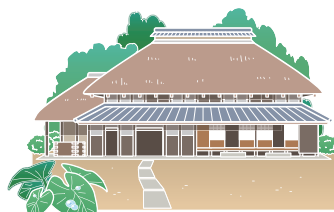
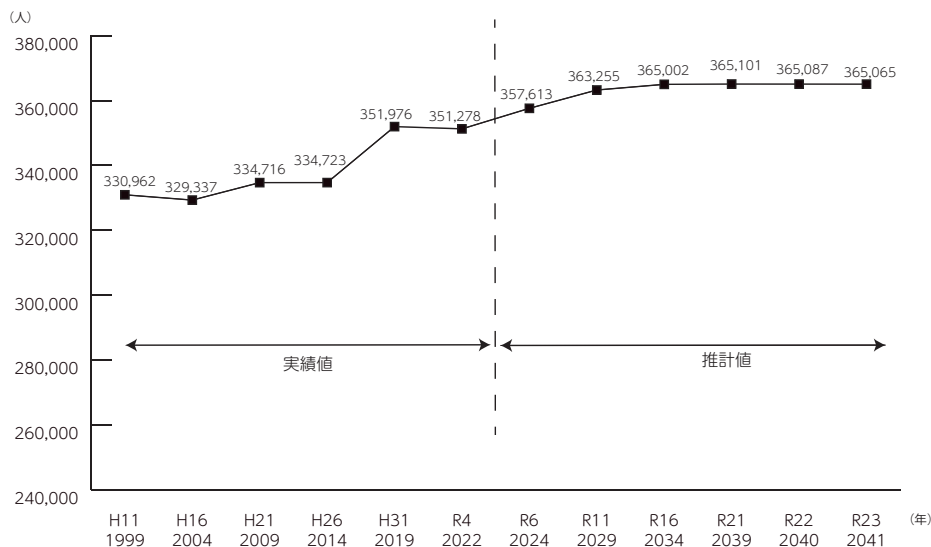
②将来人口の見通し

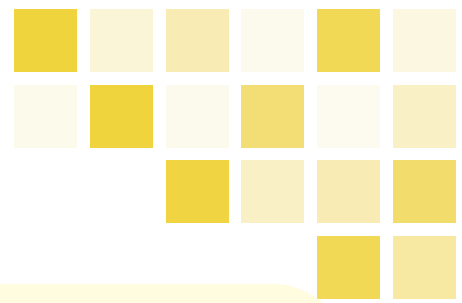
北区の総人口は、令和 4(2022) 年時点で 351,278 人であり、平成 11(1999) 年時点の 330,962 人と比較すると、6.1% 増加しました。

人口の増加傾向は今後しばらく続き、令和 18(2036) 年をピークに、減少に転じるものとみられます。

令和 22(2040) 年時点の人口は、現在の人口規模と同程度となる見通しです。

(参考) 北区の人口の推移と推計





③目標年次と推進のための計画

基本構想は、概ね20年後の長期的な北区の将来像を見据えることを目標として、令和22(2040)年頃を目標年次とします。

ただし、急激な社会・経済情勢などの変化に応じて、適時見直しを行うこととします。

基本構想は区の最上位の計画であり、基本構想の下に、基本計画（基本構想の実現に向け、個別目標ごとの施策を体系化したもの）、中期計画（計画期間内に区が取り組むべき事業を明らかにしたもの）を定めます。

(参考) 北区の計画体系イメージ



基本構想の理念

基本構想の理念は、基本構想全体を貫く根本的な考え方です。

平成 11(1999) 年の基本構想で掲げた「平和と人権の尊重」「区民自治の実現」「環境共生都市の実現」の理念を受け継ぎつつ、時代の変化に対応した、以下 3 つの理念を新たに掲げます。

①平和と人権・多様性を尊重するまちづくり

すべての区民は、平和な社会の中で、自由に自分らしく、いきいきと暮らし続けることができる権利が保障されなければなりません。

また、すべての区民の人権が守られ、年齢や性別、障害の有無や国籍、性のあり方などにかかわらず、さまざまな個性が尊重され、いかなる差別を受けることなく、だれもが持てる能力を十分に発揮できる環境を整備することが必要です。

北区は、平和を願い、平和を守り、互いの人権と個性を尊重し共生するまちをつくりまします。

②区民による主体的なまちづくり

北区の個性や地域固有の資源を活かし、北区らしい魅力的な地域づくりを進めるとともに、区民のニーズや課題にきめ細かく対応した生活環境の充実を図るためには、区民が主体的にまちづくりに取り組むことが必要です。

北区は、区民一人ひとりの主体性を尊重するとともに、活動の場へ円滑につなぐ仕組みを取り入れ、区民参画を促進し、地域への思いや新しい発想を着実に活かす区民本位のまちをつくりまします。

③持続的な発展が可能なまちづくり

将来にわたり安全・安心で、快適に暮らすことのできる北区を維持し、次世代へ継承していくことが必要です。

そのためには、地域環境はもとより、地球環境の視点に加え、現世代のニーズだけでなく、未来志向の取組みを定着・展開することが求められます。

北区は、現在及び将来、経済、社会、環境のすべての面をバランスよく一体的に推進することで、だれもが暮らしやすく、誰一人取り残さない持続的な発展が可能なまちをつくりまします。



晩香廬

めざすべき将来像

わたしたち北区の将来像は、この先北区がどのようなまちでありたいのか、将来の姿を示すものです。

平成 11(1999) 年の基本構想で掲げた考え方を踏まえて、新たな視点を加え、これからのまちづくりをすべての区民とともに進められるよう「めざすべき将来像」を定めます。

将来像

ともにつくる だれもが住みよい 彩り豊かな躍動するまち 北区

わたしたちがめざす北区は、人やまちの多様なつながりの中で、人々が認めあい、支えあうことで、一人ひとりがのびのびと成長しあい、温もりに満ちたコミュニティが育まれるまちです。

そして、そのコミュニティを土壌とした、活発な交流を通じて、まちに主体的にかかわりたいと思う人が増え、これまで培ってきた歴史や文化が大切にされるとともに、新たな価値が生み出され、にぎわいと活力にあふれているまちです。

また、日々の暮らしを支える利便性と、安全・安心を支える都市ならではの機能が維持されるとともに、恵まれた水辺とみどりの自然環境を活かした、うるおいとやすらぎを享受でき、だれもが住みやすさや暮らしやすさを感じられるまちです。

わたしたちは、北区に住み、働き、学び、憩い、活動するすべての人が自分らしく輝き、健やかで快適に暮らし続けられる、彩り豊かな人とまちが躍動する北区をめざします。



青淵文庫

将来像を実現するための基本目標

基本目標 1

多様なつながりが織りなす にぎわいと活力にあふれたまち

多様な個性を尊重し、人と人のつながりや交流を通して、産業、地域、文化に活気をもたらすことで、新たな価値が生まれるにぎわいと活力にあふれたまちをめざします。

この目標達成に向けて、以下の取組みを進めていきます。

次の世代に平和で自由な社会を引き継いでいくために、将来を担う子どもたちをはじめとした幅広い世代の区民に、平和について考える機会の提供を通して、平和への意識を醸成します。

また、年齢や性別、障害の有無や国籍、性のあり方など一人ひとりの個性を尊重し、認めあい、だれもが自分らしく輝き、差別・偏見がなく、安心して暮らせるまちの実現に向けた取組みを推進します。

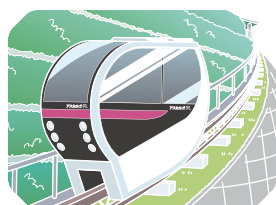
区民の国際感覚を養うとともに、都市が抱える共通の課題を解決につなげるために、地域からの国際交流・国際協力を進めます。

多様な人が地域に参加しやすい仕組みづくりを推進するとともに、地域の担い手となる主体同士の連携を促進します。

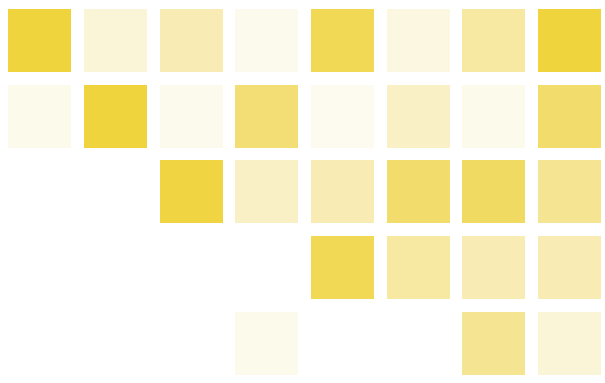
また、年齢や国籍などに関係なく、集い、支えあい、安心できるよう、地域活動のための環境づくりを推進・支援します。

地域活力の源泉である区内産業の活性化を図るため、既存産業の持続的な発展や個店、商店街などの新たな魅力づくりの支援に加えて、創業しやすい環境を整備します。

また、だれもが自らの能力を発揮できるよう、ライフステージやライフスタイルにあわせた、働きやすい環境づくりを支援します。



アスカルゴ



だれもが生涯にわたって学び、文化芸術に触れ、スポーツを楽しむことができるよう、活動の機会の充実や環境の確保に努めることで、北区ゆかりの文化芸術の継承や発展につなげていくとともに、スポーツ活動などの活性化を図ります。

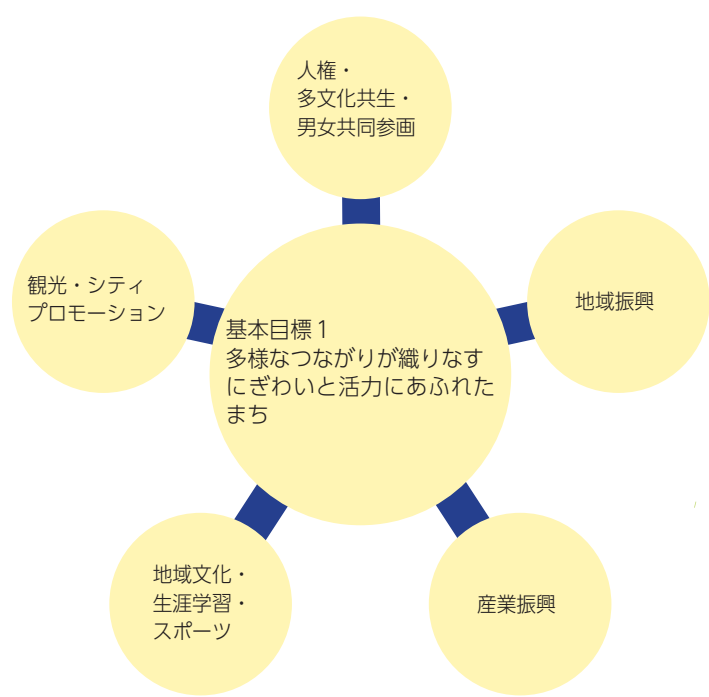
そして、いきいきと活動できる環境の中で、学びを地域へ還元できる仕組みを整えます。

人と人との交流の輪をさらに広げ、新たな魅力の創出や魅力の発信を促進します。

そして、人々の区への関心を深め「来たい、かかわりたい、住みたいまち」北区をめざした取組みを推進します。

また、北区への誇りと愛着を育むとともに、地域をよりよくするために、主体的に自らかかわるシビックプライドを持つ人が増える環境を整備します。

(参考) 基本目標1イメージ図



音無親水公園

基本目標 2

世代を超えて互いに成長し 自分らしく輝き 健やかに暮らせるまち

世代を超えて、認めあい、支えあうことで、ともに成長し、一人ひとりが自分らしく輝き、いきいきと健やかに暮らせるまちをめざします。

この目標達成に向けて、以下の取組みを進めていきます。

子どもが自らの意見を自由に表明して、未来に夢や希望を抱きながら、心身ともにのびのびと成長することができるよう、すべての子どもの権利を尊重し、子どもの目線に立った支援体制をまち全体でつくり上げます。

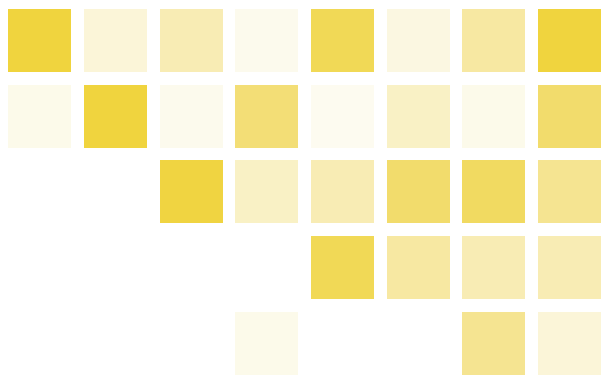
また、だれもが安心して充実した子育てができるよう、それぞれの家庭状況に寄り添った支援を推進します。

新しい時代の学びに対応した良好な教育環境を整えるとともに、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実することで、子どもたちが自ら未来を切り拓く力を育みます。

また、学校・家庭・地域の連携・協働を推進することにより、地域全体で、将来の担い手となる子どもたちの健やかな成長を支えます。

区民一人ひとりが、日々、心身ともに健やかな生活をおくり、安心して医療が受けられるよう、健康の増進に向けた取組みを充実するとともに、感染症予防への対策も講じながら、地域で必要とされる質の高い医療提供体制を整えます。



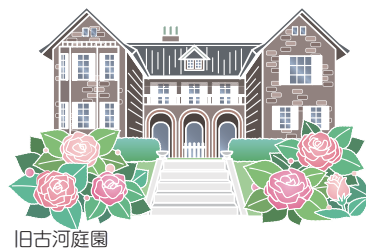
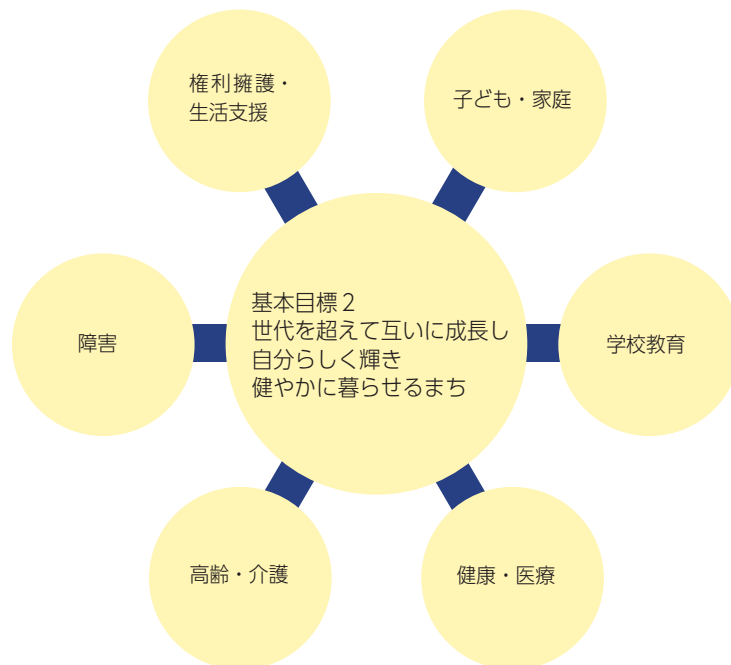


いくつになっても、住み慣れた地域で、自分らしくいきがいをもって暮らすことができるよう、地域の中で、人と人がつながり、支えあい、活躍できる環境の充実をめざした取り組みを推進します。

障害の有無にかかわらず、互いの人格と個性を尊重しながら、住み慣れた地域で暮らし、だれもが自分らしく輝ける生活をおくれるよう、ともに支えあえる環境の充実を図ります。

まわりの人が気づきにくい悩みを抱える人が、孤立せず、適切な支援へつながるよう、関連する機関のそれぞれの強みを活かした、一人ひとりにあったきめ細かで重層的な支援体制の仕組みを整えます。

(参考) 基本目標 2 イメージ図



基本目標 3

安全・安心で快適に暮らし続けられる人と自然が調和したまち

災害への強さとしなやかさを備え、だれもが安全に、安心して快適に暮らし続けられる、みどり豊かで、うるおいのある人と自然が調和したまちをめざします。

この目標達成に向けて、以下の取組みを進めていきます。

災害時においても都市機能を維持し、区民の命を守る災害に強い都市基盤の整備などを推進するとともに、地域と一体となった災害から身を守る取組みを強化し、地域の防災力を向上します。

また、犯罪を起こさせない安心して暮らすことができるまちをめざし、防犯環境の整備や防犯意識の向上を図り、防犯対策を強化します。

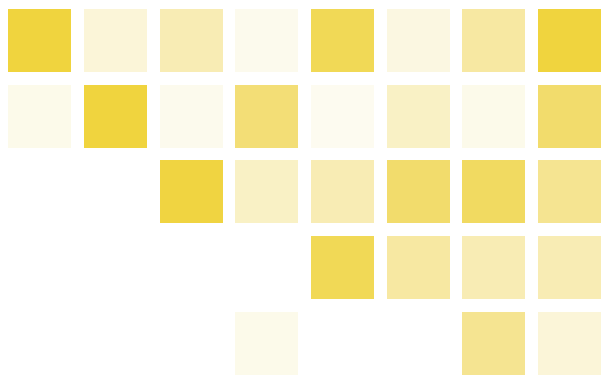
都市機能の計画的な更新・集約化や利用者に配慮した快適な移動環境など、地域の特性に応じ、だれもが住み続けられるまちづくりを推進します。

あわせて、自然・文化・歴史などの地域資源を活かした回遊性のある美しいまちの形成を図ります。

区内外への円滑な移動を実現する、体系的な道路ネットワークの構築を進めるとともに、安全で快適な交通空間の形成を図ります。

また、鉄道駅などの各拠点における交通結節機能の向上を図りながら、だれもが行きたい場所へ容易に移動できるまちの実現に向けた取組みを推進します。





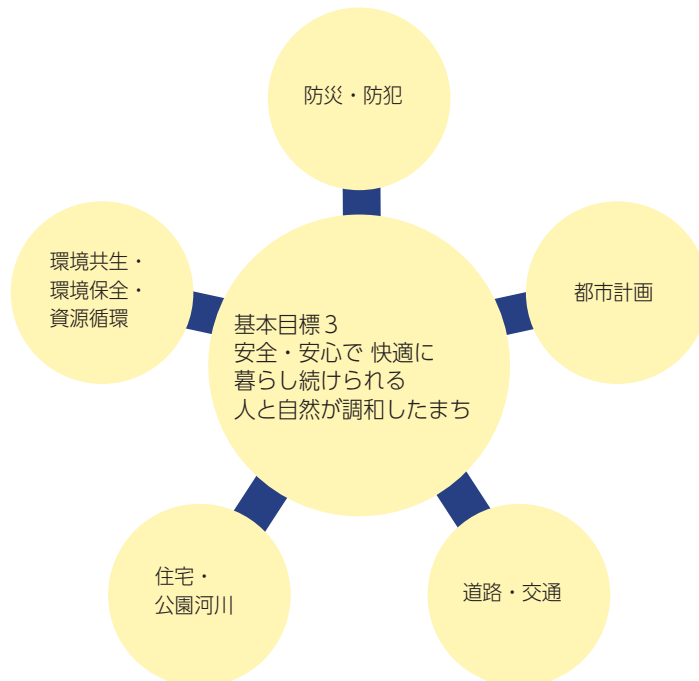
だれもが安心して快適に、安全に住み続けることができる良質な住まいの確保を図ります。

また、地域資源を活かした住環境の形成とともに、人々の交流や暮らしの豊かさをもたらす北区ならではの魅力ある公園・水辺空間づくりを推進します。

環境負荷の少ない社会への転換を推し進め、地球環境にやさしい持続可能なまちの実現に努めます。

また、将来にわたって区の豊かな自然を保全するとともに、衛生的で美しいまちを維持し、快適な生活環境の確保を図ります。

(参考) 基本目標3イメージ図



飛鳥山公園の桜

区政運営

この基本構想の将来像「ともにつくる だれもが住みよい 彩り豊かな躍動するまち 北区」を着実に実現していくために、以下に基づき、今後の区政運営を進めていきます。

地域課題の解決やまちの活性化のため、区民が、それぞれの持つ強みや特色を活かした協働・公民連携の取組みを進めます。

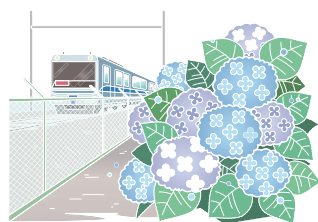
あわせて、わかりやすい区政情報の公開や政策形成過程の透明性を確保し、区政のさまざまな場面で、区民参画の機会を拡大します。

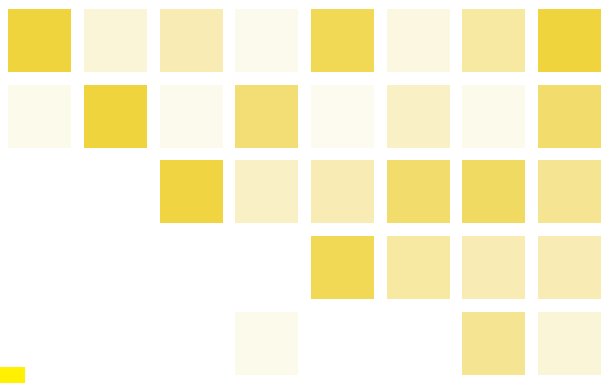
さらに、地域の活性化と相互の発展をめざし、友好都市をはじめ他自治体との交流を促進するとともに、周辺自治体や特別区、東京都、国とのさらなる連携・協力を推進することで、広域的な課題の解決に努めます。

人口構造及び世帯構成の変化や、多様化・複雑化する行政需要への確に対応するために、安定的な財政基盤を確立するとともに、環境への負荷を最小限に抑えつつ、限られた資源を最大限活用した効率的・効果的な行財政運営をさらに推し進めます。

そして、公共施設をはじめとする区が保有する財産の管理運営及び活用にあたっては、費用対効果はもとより、長期的な人口構造の変化も見据え、より経営的な視点をもって計画的に取り組めます。

あわせて、他の特別区と連携し、さらなる自治権の拡充に努め、区民に最も身近な基礎自治体としての役割を果たしていきます。





職員一人ひとりが、区の将来像を実現するための担い手として、高いプロ意識を持ち、区民ニーズへの対応や地域課題の解決のため、困難な状況においても、創意工夫により、主体的に行政課題に取り組みます。

また、区民との協働・公民連携により課題の解決に導くことができる職員を育成・確保するとともに、外部人材も活用します。

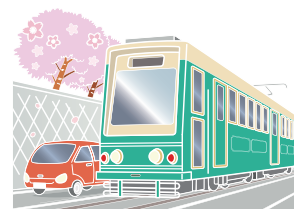
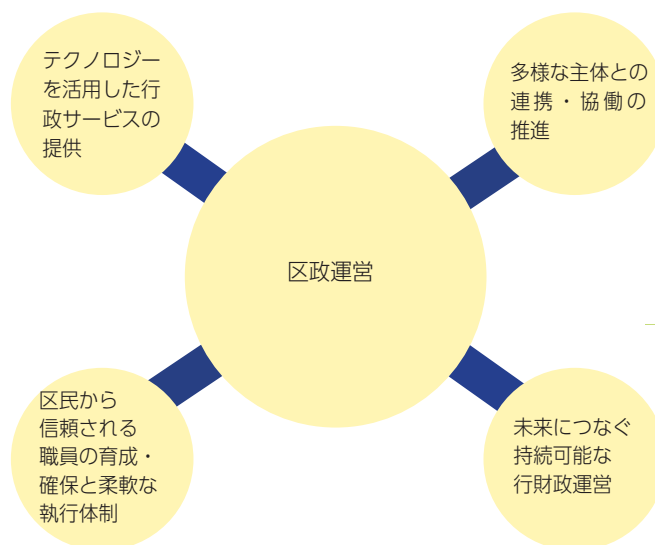
あわせて、激しい社会の変化にあっても、多様化・複雑化する新たな課題に対応するための執行体制を整備するほか、各組織・職員が有機的に連携して対応します。

さらに、区民の生命や身体、財産などの安全を守るため、大規模災害やパンデミックなど、さまざまな緊急事態への即応体制をさらに強化するとともに、危機の発生から収束後までの危機管理対応に万全を期します。

インターネット、オンライン手続きやAI、自動運転技術の進展などデジタル化やテクノロジーを最大限に活用した区政を推進し、必要な人に必要なサービスを迅速に提供することにより、区民の利便性の向上や豊かな暮らしの実現を図ります。

また、だれもがデジタル化の恩恵を享受できるデジタル社会の構築を、国・東京都・事業者などとも連携しながら進めます。

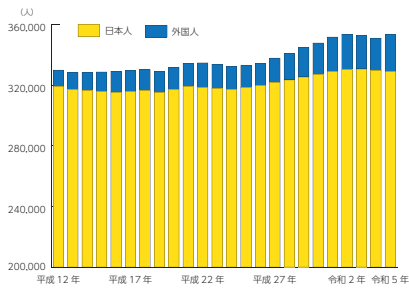
(参考) 区政運営イメージ図



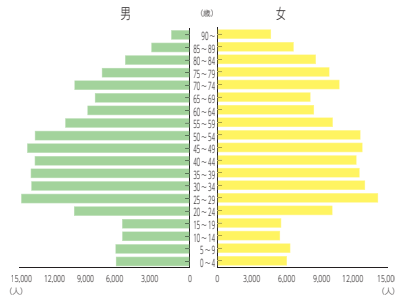
東京さくらトラム (都電荒川線)

参考資料

データから見る北区の現況

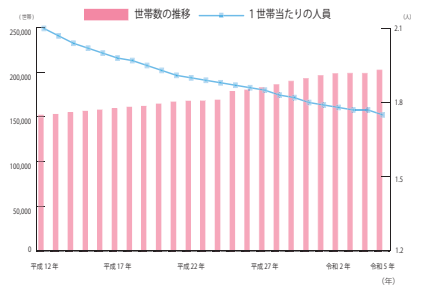


総人口（外国人人口含む）：
353,732 人
 外国人人口：**24,307 人**
 令和5年1月1日現在



平均年齢：**47.5 歳**

令和5年1月1日現在

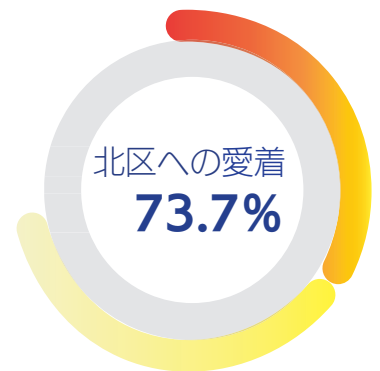


世帯数：**202,565 世帯**

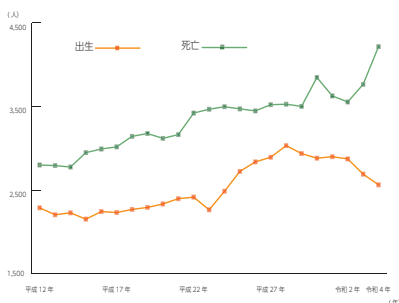
令和5年1月1日現在



ずっと住みたい：41.4%
 当分は住みたい：46.8%

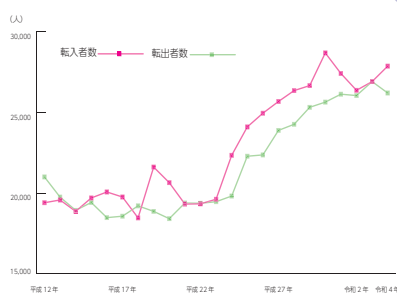


愛着を感じる：33.5%
 愛着をやや感じる：40.2%



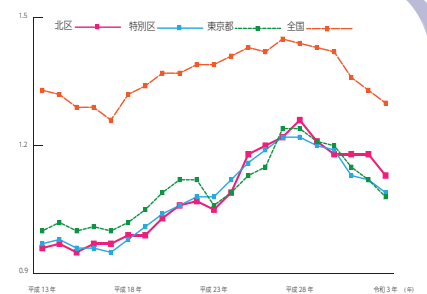
出生数：**2,562 人**
 死亡数：**4,214 人**

令和4年1月～12月



転入者数：**27,875 人**
 転出者数：**26,210 人**

令和4年1月～12月



合計特殊出生率：**1.13**

令和3年1月～12月

答申にあたって

北区基本構想審議会は、令和3(2021)年10月、北区長から『北区基本構想の策定について』と『北区基本計画に盛り込むべき施策のあり方について』の諮問を受けました。

以来、令和5(2023)年1月までの1年4か月間という長期間にわたり、新たな基本構想及び基本計画の施策のあり方について、30名体制の審議会に加えて、3つの部会に分かれて、各分野の政策について慎重かつ丁寧に審議を重ねてまいりました。それぞれの会議体において、さまざまな区政の課題に対し、各委員が専門分野や区民の視点から、幅広く多角的な意見を出し合い、このたび、審議会として「北区基本構想に関する答申」をまとめたので、ここに答申します。

審議にあたっては、「区民意識・意向調査」、「区民ワークショップ」、「小学生との区政を話し合う会」、「中学生モニター」、「高校生ワークショップ」、区立の中学生、区内の大学生や区外の方も対象にした「Webアンケート」などでいただいた多くの声を審議会で共有し、基本構想へ反映できるよう努めてまいりました。

そして、令和4(2022)年6月には、「北区基本構想中間まとめ」を新しい基本構想の答申に向けての「たたき台」としてまとめ、北区ニュース、区公式ホームページやSNSなどを通じて、広く区民の皆様にお知らせしました。「北区基本構想中間まとめ」に対して、「パブリックコメント（意見公募）」の実施だけでなく、対面・オンラインによる「区民意見交換会」や、区内の団体などとの「懇談会」の意見も可能な限り活かしながら、さらに検討を進めて、この答申をとりまとめたところです。

この答申では、これからの北区のまちづくりを進めていくにあたって、「平和と人権・多様性を尊重するまちづくり」で多様性の考え方、「区民による主体的なまちづくり」でまちづくりの主役は区民の皆様であること、「持続的な発展が可能なまちづくり」でSDGsの考え方を理念として掲げ、すべての「まちづくり」を、区民の皆様と区が協働して将来像を達成することを強く意識しました。

また、この答申で示している北区の新たな将来像である「ともにつくる だれもが住みよい 彩り豊かな躍動するまち 北区」の「ともにつくる」は、区民の皆様との協働のもと、コミュニティ、にぎわい、活力などをともにつくること、「彩り豊かな躍動するまち」は、多様性、国際色豊かな人、四季折々に変化する景観、だれもが充実した日常生活をおくることができる豊かな暮らしなどをイメージし、北区全体が将来に向けて力にあふれ、いきいきと活動しているまちとなることを表しています。

今後、北区がこの審議会の答申の趣旨を踏まえた、基本構想と基本計画を策定し、区民の皆様との協働により、北区の新たな将来像の実現に向けた取組みが推進されることを期待しています。

最後に、本審議会開催において、闊達なご意見、ご提案を賜った委員各位をはじめ、北区基本構想策定にあたって、ご意見をお寄せいただいた皆様へ心より感謝申し上げます。

令和5(2023)年1月30日

東京都北区基本構想審議会
会長 加藤 久和

答申文

令和5年1月30日

東京都北区長 花川 與惣太 殿

東京都北区基本構想審議会
会長 加藤 久和

北区基本構想の策定及び北区基本計画に盛り込むべき施策のあり方について（答申）

令和3年10月22日、東京都北区基本構想審議会条例第2条の規定により諮問のあったこのことについて、別紙のとおり答申します。

基本構想審議会委員名簿

区分	氏名	所属団体、役職など	所属部会
公募による区民	青山 匡史	公募委員	1
	新井 雅美	公募委員	1
	内海 千津子	公募委員	3
	中嶋 みどり	公募委員	2
	新留 美哉子	公募委員	3
	野口 雄基	公募委員	2
区内団体が推薦する者	大塚 麻子	北区男女共同参画推進ネットワーク運営委員庶務	1
	大貫 新一	北区町会自治会連合会 会長	1
	岡本 百合子	北区地域リサイクラー協議会 会長	3
	織戸 龍也	東京商工会議所北支部 シティプロモーション・まちづくり副分科会長	1
	渋谷 伸子	北区民生委員児童委員協議会 赤羽中央地区副会長	2
	下山 豊	北区町会自治会連合会 (自主防災組織) 神谷連合町会長	3
	永沢 映	特定非営利活動法人コミュニティビジネスサポートセンター 代表理事	3
	葉山 相也	公益財団法人東京都北区体育協会 会長 (令和4年4月22日就任)	1
	平井 久朗	北区商店街連合会	1
	増田 幹生	一般社団法人東京都北区医師会 会長	2
	丸山 吉栄	一般社団法人東京都建築士事務所協会北支部 支部長	3
	水越 乙彦	社会福祉法人北区社会福祉協議会 会長	2
	森 将知	特定非営利活動法人 北区障害者団体連合会	2
森口 智志	北区小学校 PTA 連合会 副会長	2	
区議会議員	いながき 浩	区議会議員 企画総務委員会副委員長 (令和4年5月20日就任)	2
	大島 実	区議会議員 副議長 (令和4年5月20日就任)	3
	戸枝 大幸	区議会議員 企画総務委員会委員長	3
	名取 ひであき	区議会議員 議長	1
学識経験者	副会長 岩崎 美智子	東京家政大学 家政学部 教授	2◎
	会長 加藤 久和	明治大学 政治経済学部 教授	1◎
	阪口 毅	立教大学 コミュニティ福祉学部 准教授	1○
	高橋 儀平	東洋大学 名誉教授 (工業技術研究所)	3◎
	村上 公哉	芝浦工業大学 建築学部 教授	3○
	山本 美香	東洋大学 ライフデザイン学部 教授	2○

前委員

区分	氏名	所属団体、役職など	所属部会
区内団体が推薦する者	小澤 浩子	公益財団法人東京都北区体育協会 常務理事 (令和4年4月21日退任)	1
区議会議員	小田切 かずのぶ	区議会議員 副議長 (令和4年5月19日退任)	3
	宮島 修	区議会議員 企画総務委員会委員長 (令和4年5月19日退任)	2

※敬称略。区分ごとに50音順。◎印は部会長、○印は副部会長。

基本構想審議会

回数	開催日	議題
第1回	令和3(2021)年10月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長、副会長選出 ・諮問 ・審議会の運営 ・審議会開催スケジュール ・北区の現状や変遷 ほか
第2回	令和3(2021)年11月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・各部会の構成員 ・北区の概要 ・各種調査等の結果
第3回	令和4(2022)年5月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・分野別の20年後の望ましい姿について ・「中間まとめ」(案)について
第4回	令和4(2022)年6月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・「中間まとめ」(修正案)について ・基本計画に盛り込むべき施策のあり方の検討について
第5回	令和4(2022)年9月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・「北区基本構想中間まとめ」のパブリックコメント等の実施結果について ・基本計画に盛り込むべき施策のあり方(区政運営)について
第6回	令和4(2022)年12月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・「北区基本構想 答申案」、「北区基本計画に盛り込むべき施策のあり方 答申案」について
第7回	令和5(2023)年1月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申

第1部会

回数	開催日	議題
第1回	令和3(2021)年11月17日	各調査結果の概要及び各部会の運営について
第2回	令和3(2021)年12月13日	20年後の望ましい姿について (産業振興、観光・シティプロモーション)
第3回	令和4(2022)年1月25日	20年後の望ましい姿について (人権・多文化共生・男女共同参画、地域振興)
第4回	令和4(2022)年2月25日	20年後の望ましい姿について (地域文化・生涯学習・スポーツ)
第5回	令和4(2022)年4月22日	部会まとめ
第6回	令和4(2022)年10月21日	基本計画に盛り込むべき施策のあり方について (人権・多文化共生・男女共同参画、地域文化・生涯学習・スポーツ)
第7回	令和4(2022)年11月7日	基本計画に盛り込むべき施策のあり方について (地域振興、産業振興、観光・シティプロモーション)

第2部会

回数	開催日	議題
第1回	令和3(2021)年11月17日	各調査結果の概要及び各部会の運営について
第2回	令和3(2021)年12月20日	20年後の望ましい姿について (健康・医療、権利擁護・生活支援)
第3回	令和4(2022)年1月28日	20年後の望ましい姿について (高齢・介護、障害)
第4回	令和4(2022)年2月14日	20年後の望ましい姿について (子ども・家庭、学校教育)
第5回	令和4(2022)年4月19日	部会まとめ
第6回	令和4(2022)年10月18日	基本計画に盛り込むべき施策のあり方について (健康・医療、高齢・介護、障害、権利擁護・生活支援)
第7回	令和4(2022)年11月8日	基本計画に盛り込むべき施策のあり方について (子ども・家庭、学校教育)

第3部会

回数	開催日	議題
第1回	令和3(2021)年11月17日	各調査結果の概要及び各部会の運営について
第2回	令和3(2021)年12月10日	20年後の望ましい姿について (都市計画、道路・交通)
第3回	令和4(2022)年1月12日	20年後の望ましい姿について (住宅・公園河川、防災・防犯)
第4回	令和4(2022)年2月3日	20年後の望ましい姿について (環境共生・環境保全・資源循環)
第5回	令和4(2022)年4月28日	部会まとめ
第6回	令和4(2022)年10月12日	基本計画に盛り込むべき施策のあり方について (都市計画、道路・交通、住宅・公園河川)
第7回	令和4(2022)年11月4日	基本計画に盛り込むべき施策のあり方について (防災・防犯、環境共生・環境保全・資源循環)

区民参画の状況

ワークショップ等

内容	開催日	参加者数	テーマ
区民ワークショップ	第1回 令和3(2021)年 9月11日(Web会議)	14人	北区のキャッチコピーを 考えよう
	第2回 令和3(2021)年 10月23日	20人	こんな北区になってほし い!
	第3回 令和3(2021)年 12月4日	19人	こんな取組みをしていこ う!
小学生との区政を話し合う会	令和3(2021)年 10月25日	36人	20年後の北区のキャッチ フレーズを考えよう!
中学生モニター	令和3(2021)年 11月27日	13人	20年後の北区のキャッチ フレーズと私たちができ ること
高校生ワークショップ	令和4(2022)年 1月21日	12人	高校生のあなたが思う20 年後の北区の将来像とわ たしたちができること

調査・アンケート

内容	実施期間	回答者数	備考
北区民意識・意向調査	令和3(2021)年 6月4日～7月2日	953人	回答率47.8%
北区の将来を考える 中学生アンケート	令和3(2021)年 6月8日～6月29日	3,674人	
みんなで北区の将来を考え るWebアンケート	令和3(2021)年 7月15日～7月31日	1,136人	

意見交換会

内容		開催日	参加者数	備考
基本構想中間まとめ 区民意見交換会	第1回	令和4(2022)年7月29日	9人	
	第2回	令和4(2022)年7月30日	4人	
	第3回	令和4(2022)年7月30日	8人	Web会議
基本構想(案) 意見交換会	第1回	令和5(2023)年6月17日	17人	
	第2回	令和5(2023)年6月17日	7人	Web会議
	第3回	令和5(2023)年6月23日	15人	
団体との懇談会				
北産業連合会		令和4(2022)年7月19日	7人	
北区商店街連合会		令和4(2022)年7月21日	8人	
王子法人会		令和4(2022)年7月22日	14人	
東京商工会議所北支部		令和4(2022)年7月27日	20人	
町会・自治会長		令和4(2022)年8月4日	37人	

パブリックコメント

内容	実施期間	意見提出者数	備考
基本構想中間まとめ	令和4(2022)年 7月20日～8月22日	12人	意見総数94件
基本構想(案)	令和5(2023)年 6月1日～7月3日	34人	意見総数98件

審議会区民公募委員 応募者数 20人

諮問文

3北政企第 1585号
令和 3年10月22日

東京都北区基本構想審議会 会長 殿

東京都北区長 花川 與惣太

東京都北区基本構想審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項を諮問する。

記

(諮問事項)

- 1 北区基本構想の策定について
- 2 北区基本計画に盛り込むべき施策のあり方について

○東京都北区基本構想審議会条例

令和三年三月二三日条例第一号

東京都北区基本構想審議会条例

(設置)

第一条 北区基本構想（平成十一年六月二十九日東京都北区議会議決。以下「基本構想」という。）の改定を行うため、区長の附属機関として、東京都北区基本構想審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 審議会は、区長の諮問に応じ、基本構想の改定に関し必要な事項を調査審議し、答申する。

(組織)

第三条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員三十人以内をもって組織する。

- 一 公募による区民
- 二 区内団体が推薦する者
- 三 区議会議員
- 四 学識経験者

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、前条の規定による委嘱の日から審議会が第二条の規定による答申を行った日までとする。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数で議決したときは、非公開とすることができる。

(部会)

第七条 審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会の委員及び部会長は、第三条に規定する委員のうちから、会長が指名する。
- 3 前二項に定めるもののほか、部会について必要な事項は、審議会が定める。

(委員以外の者の出席等)

第八条 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、東京都北区規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第二条の規定による答申が行われた日限り、その効力を失う。

○東京都北区基本構想審議会条例施行規則

令和三年三月二三日規則第一九号

東京都北区基本構想審議会条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都北区基本構想審議会条例（令和三年三月東京都北区条例第一号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第二条 会長は、条例第六条第一項の規定により、東京都北区基本構想審議会（以下「審議会」という。）を招集するときは、やむを得ない場合を除き、招集期日の三日前までに、会議の日時、場所及び議題を示して委員に通知するものとする。

(欠席)

第三条 委員は、前項の規定による招集の通知を受けた場合において事故のため出席できないときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

(庶務)

第四条 審議会及び条例第七条に規定する部会の庶務は、政策経営部企画課において処理する。

(委任)

第五条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

付 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

○東京都北区基本構想審議会運営規程

東京都北区基本構想審議会運営規程

令和3年10月22日議決

(趣旨)

第1条 この規程は、東京都北区基本構想審議会条例(令和3年3月東京都北区条例第1号。以下「条例」という。)及び東京都北区基本構想審議会条例施行規則(令和3年3月東京都北区規則第19号。)に定めるもののほか、東京都北区基本構想審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の傍聴)

第2条 審議会を傍聴しようとする者は、先着順に傍聴票に所要事項を記入し、所定の傍聴席において傍聴するものとする。

2 傍聴人の定員は、会議ごとに会長が定める。

(傍聴席に入ることができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット、張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕その他明らかに示威的と認められる物品を着用し、又は携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 会長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第一号及び第二号に規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 会長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、静粛を旨とし、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 会議における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表すること。
- (2) 私語、雑談又は騒ぎ立てる等他人の迷惑となる行為をすること。
- (3) みだりに傍聴席を離れること。
- (4) 飲食(体調管理のための水分補給の場合を除く。)又は喫煙をすること。
- (5) 前各号のほか、会議を妨害し、又は会議の秩序を乱すような行為をすること。

(撮影・録音の禁止)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映像等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、会長に対して申請し、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(違反に対する措置)

第6条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、次に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 会議が非公開となった場合
- (2) 前条の規定により、会長が退場を命じたとき。

(議事録)

第8条 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、保存するものとする。

- (1) 審議会の開催日時、場所及び議題
- (2) 出席した委員等の氏名
- (3) 議事の概要
- (4) 前3号に定めるもののほか会長が必要と認めた事項

2 議事録は、公開とする。ただし、条例第6条第4項ただし書の規定に基づいて会議を公開しなかった議事に係る議事録は公開しない。

(部会)

第9条 審議会を効率的に運営し、かつ、審議会での議論を深めるため、条例第7条の規定に基づき、次に掲げる部会を設置する。

2 各部会の担当分野は、次のとおりとする。ただし、会長は、審議会の効率的運営のため特に必要があると認めるときは、部会の担当分野を変更することができる。

- (1) 部会1「躍動」
産業振興、観光・シティプロモーション、地域振興、地域文化・生涯学習・スポーツ、人権・多文化共生・男女共同参画に関すること。
- (2) 部会2「輝き」
健康・医療、高齢・介護、障害、権利擁護・生活支援、子ども・家庭、学校教育に関すること。
- (3) 部会3「創出」
都市計画、道路・交通、住宅・公園河川、防災・防犯、環境共生・環境保全・資源循環に関すること。

3 部会は、調査検討結果を会長に報告する。

4 副部会長は、部会員の中から部会長が指名し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 部会は、部会長が招集する。

6 部会の運営については、第2条から前条までの規定を準用する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、令和3年10月22日から施行する。

平和都市宣言

真の平和と安全を実現することは、私たちの願いであるとともに、人類共通の悲願であります。

私たちは、日本国憲法に掲げられた恒久平和の理念に基づき、平和で自由な共同社会の実現に向けて努力しています。

人間のぬくもりを感じるふるさと、美しい自然をこれから生れ育つ子ども達に伝えることは、私たちに課せられた大きな責務であります。

私たちは、わが国が非核三原則を堅持することを求めるとともに、心から世界の恒久平和と永遠の繁栄を願いつつ、ここに北区が平和都市であることを宣言します。

昭和 61 年 3 月 15 日 東京都北区

北区ゼロカーボンシティ宣言

～ 2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロに向けて～

今私たちは、かつてないスピードで進む地球温暖化の影響により、「気候危機」と呼ぶべき極めて深刻な自然の猛威に直面しています。

北区は、四つの河川や南北に走る崖線といった地理的特徴を有し、水と緑のうるおいあふれるまちです。元気環境共生都市宣言を平成 17 年に行い、誰もが豊かで健康に暮らし続けることのできるまちを目指して、区民とともに環境問題に積極的に取り組んでいます。しかし、これからはより一層、誰もが気候危機の現状を我が事として受け止め、それぞれが「今、自分たちにできること」を意識し、温暖化の進行にブレーキをかける行動を起こしていく必要があります。

そこで北区は、強い危機感・決意のもと、「2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）」を目指し、ここに脱炭素社会への移行に全力で取り組むことを宣言します。

2050 年は遠い未来ではありません。今を生きる私たちのみならず、これから生きる、これから生まれてくる子どもたちのために、区民や地域、事業者の皆さまと一体となり、「活力あふれる持続可能なまち北区」を明日へとつないでまいります。

令和 3 年 6 月 24 日 東京都北区

北区基本構想

令和5（2023）年10月発行

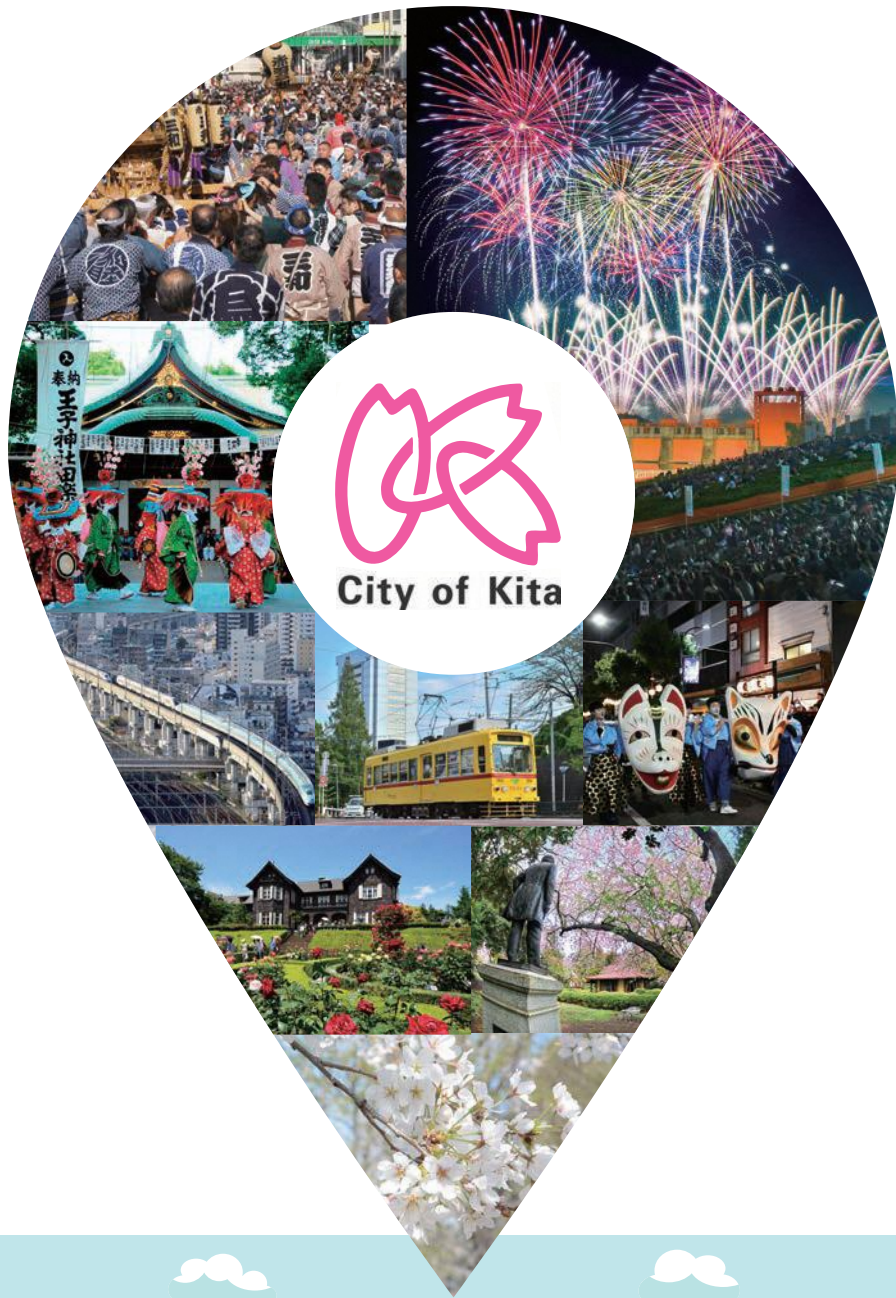
刊行物登録番号 5 - 1 - 067

発行 北区

編集 東京都北区政策経営部企画課

〒114-8508 東京都北区王子本町1-15-22

電話 03(3908)1104（ダイヤルイン）



City of Kita

